

和寒町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

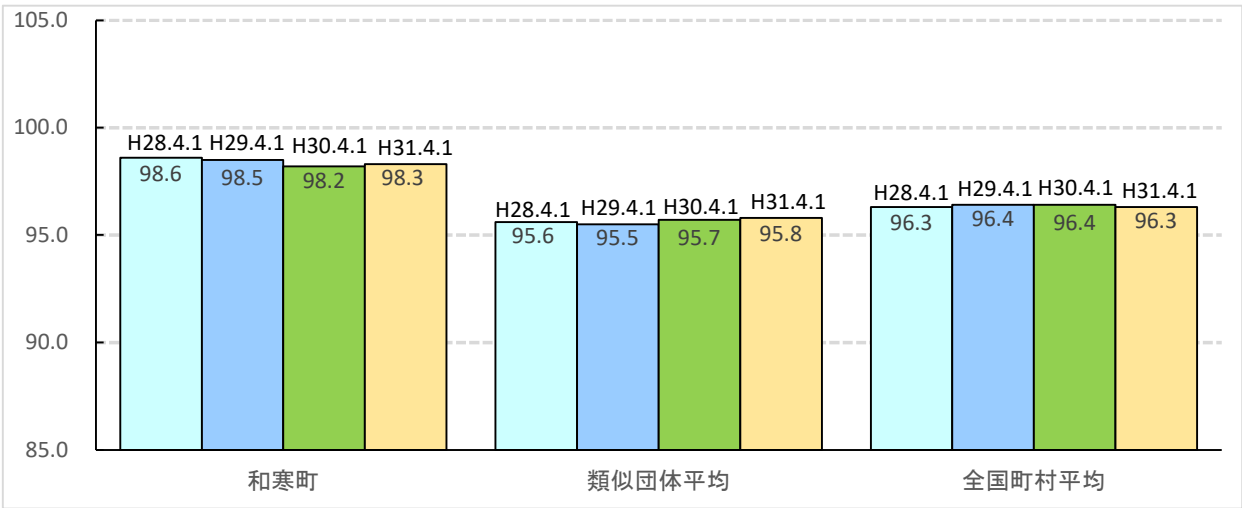
区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 3,369	千円 4,261,590	千円 67,975	千円 662,546	% 15.5	% 14.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給 与費 B/A	(参考)類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B		
30年度	人 82	千円 270,476	千円 49,579	千円 105,646	千円 425,701	千円 5,191	千円 5,429

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級全号俸改定なし。高齢層については6級で改定率4%引下げ。激変緩和のため3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置を実施。

②その他の見直し内容

単身赴任手当の基礎額及び加算額について見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(31年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
和寒町	37.8歳	285,778円	331,029円	323,786円
北海道	43.7歳	325,700円	392,414円	369,045円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	40.4歳	294,223円	344,020円	323,330円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区 分		和 寒 町	北 海 道	国
一般行政職	大学卒	180,700円	180,700円	180,700円
	高校卒	147,500円	147,500円	147,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(31年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	263,400円	323,300円	—
	高校卒	230,000円	263,000円	326,900円

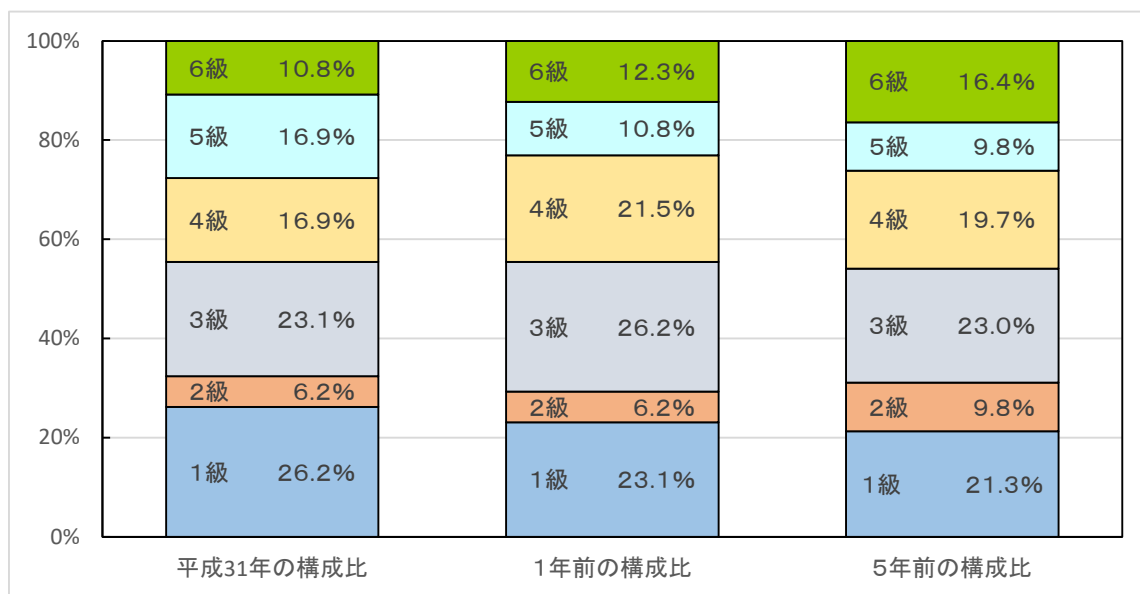
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数等の状況(31年4月1日現在)

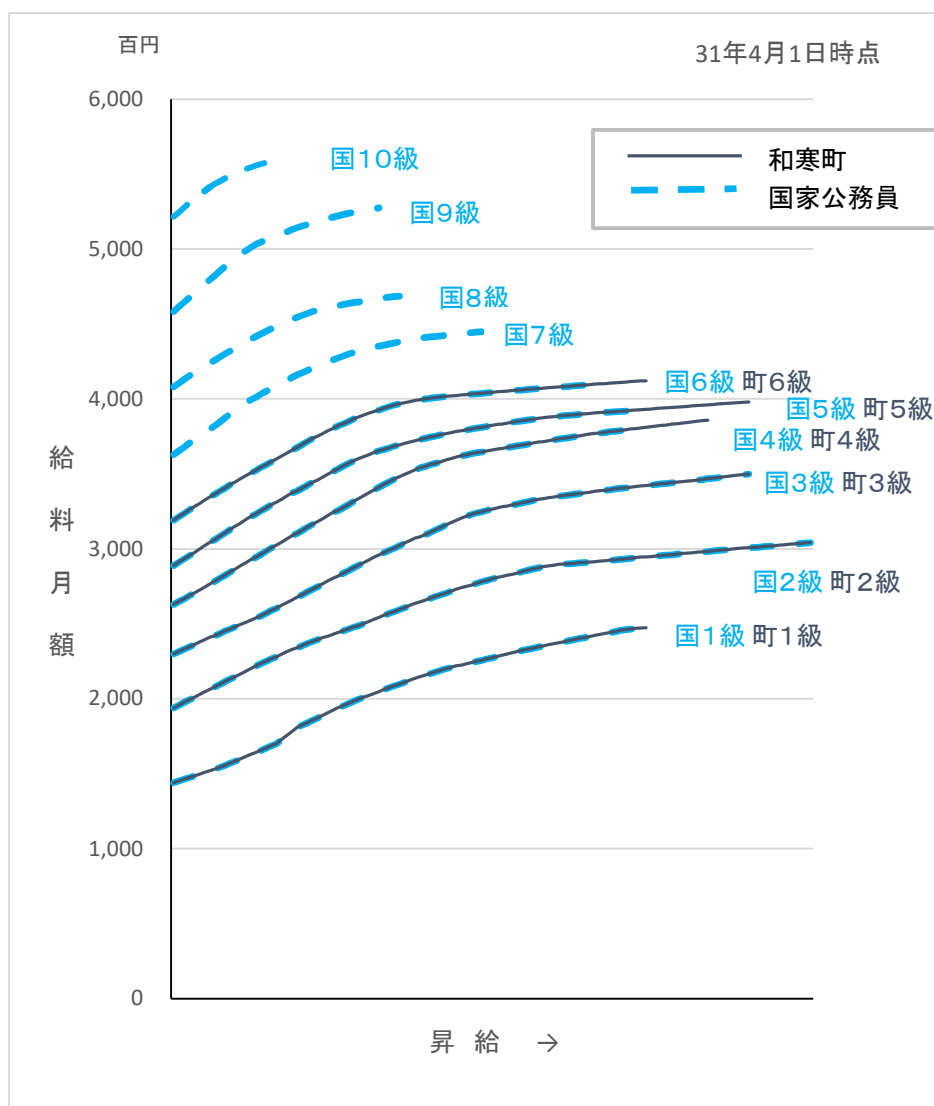
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
6級	困難な業務を処理する課長、参事、局長、室長、事務長及び科長の職務	7 人	10.8 %	319,200 円	412,200 円
5級	困難な業務を処理する課長補佐、主幹、事務次長、保育所長及び副科長の職務 課長、参事、局長、室長、事務長及び科長の職務	11 人	16.9 %	288,900 円	398,000 円
4級	困難な業務を処理する係長、主査、主任、副主査及び副主任の職務 課長補佐、主幹、事務次長、保育所長及び副科長の職務	11 人	16.9 %	263,000 円	385,800 円
3級	係長、主査、主任、副主査及び副主任の職務	15 人	23.1 %	230,000 円	350,000 円
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保健師、看護師、保育士、児童厚生員、司書、管理栄養士、栄養士、理学療法士、介護支援専門員、社会福祉士及び調理師の職務	4 人	6.2 %	194,000 円	304,200 円
1級	主事、技師、保健師、看護師、保育士、児童厚生員、司書、管理栄養士、栄養士、理学療法士、介護支援専門員、社会福祉士及び調理師の職務	17 人	26.2 %	144,100 円	247,600 円

(注) 1 和寒町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(31年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない		○	○	○	○
活用予定時期		未定	未定	未定	未定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

和 寒 町				北 海 道				国			
1人当たり平均支給額(30年度)				1人当たり平均支給額(30年度)				—			
1,399 千円				1,687 千円							
(30年度支給割合)				(30年度支給割合)				(30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.85 月分		2.60 月分		1.85 月分		2.60 月分		1.85 月分	
(1.45) 月分		(0.90) 月分		(1.45) 月分		(0.90) 月分		(1.45) 月分		(0.90) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の階級による加算措置				職制上の段階、職務の階級による加算措置				職制上の段階、職務の階級による加算措置			
・役職段階別加算 5～15%				・役職段階別加算 5～20%				・役職段階別加算 5～20%			
・管理職加算 なし				・管理職加算 10～25%				・管理職加算 10～25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない		○	○	○	○
活用予定時期		未定	未定	未定	未定

(2) 退職手当(31年4月1日現在)

和 寒 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
無し			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額			6,686千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(31年4月1日現在)

支 給 実 績(30年度決算)			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)			0千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3%	0人	3%

(4) 特殊勤務手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)			0 %	
手当の種類(手当数)			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
救急業務手当	死傷者を搬送する救急業務に従事した者	死傷者を搬送する救急業務	なし	1回 300円
待機手当	芳生苑に勤務する生活相談員及び看護師	芳生苑からの緊急呼び出しに対応するための待機	なし	1日 1,500円
その他特殊勤務手当	町長が業務の性質上特に必要と認める者	町長が業務の性質上特に必要と認める業務	なし	町長が別に定める

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	13,092 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	214 千円
支給実績(29年度決算)	11,003 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	177 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)である。

(6) その他の手当(31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 配偶者以外の扶養親族子 月額10,000円 父母等 月額6,500円 16～22歳までの扶養親族 月額5,000円/人 加算	同		8,068 千円	260,258 円
住居手当	持ち家 月額6,000円 借家 家賃に応じて限度額27,000円	異	持ち家の場合支給なし	7,171 千円	123,637 円
通勤手当	自動車等の交通用具使用者 距離に応じて 月額2,000～31,600円	同		951 千円	237,750 円
管理職手当	課長等 月額40,000円 課長補佐等 月額30,000円	異	役職に応じ定率で支給	8,100 千円	426,315 円
寒冷地手当	扶養有職員 131,900円 その他世帯主 72,900円 その他職員 51,700円	異	月額支給	7,471 千円	108,275 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4,200円	同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	課長等 1回7,000円 課長補佐等 1回6,000円	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(31年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料		(参考)類似団体における最高/最低額		
	町長	710,000 円 (ー) 円	827,000円／492,000円	
	副町長	594,000 円 (ー) 円	667,000円／457,000円	
報 酬	議長	246,000 円 (ー) 円	316,000円／176,000円	
	副議長	195,000 円 (ー) 円	265,000円／122,400円	
	議員	170,000 円 (ー) 円	257,000円／103,000円	
期 末 手 当	町長	(30年度支給割合)		
	副町長	4.45	月分	
	議長	(30年度支給割合)		
	副議長 議員	4.45	月分	
退 職 手 当		(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	710,000円×5.126×4年	14,557,840円	任期満了後
	副町長	594,000円×3.234×4年	7,683,984円	任期満了後
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

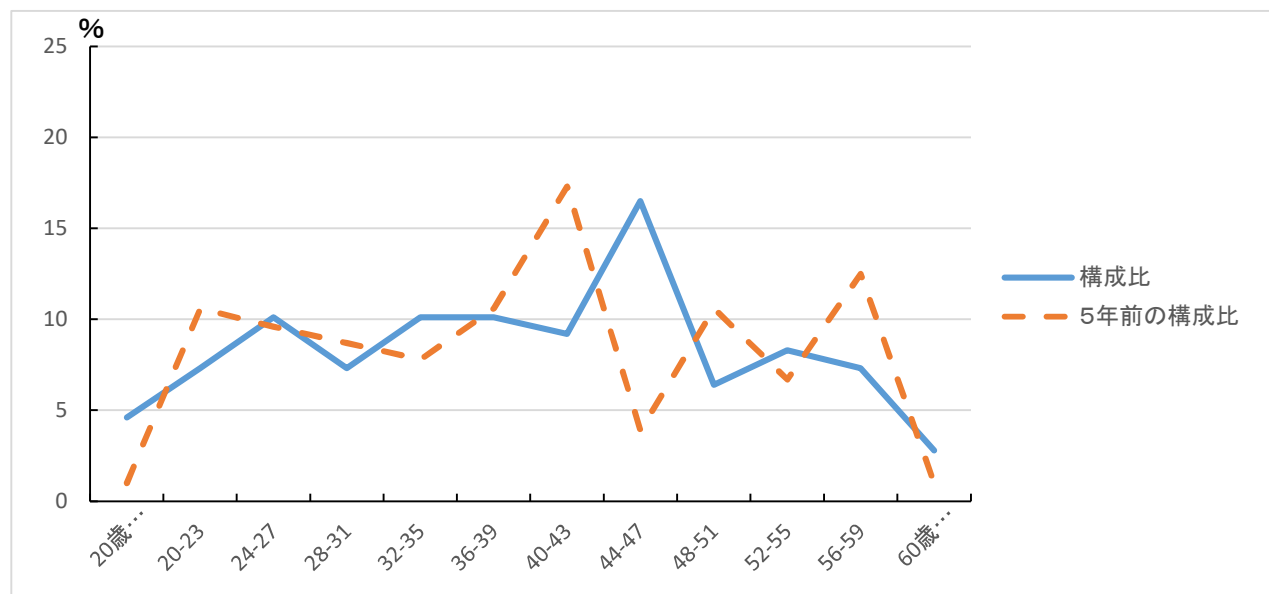
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門 \ 区分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	・係の配置替え
		総務	18	18	0	
		税務	4	4	0	
		労働	－	－	－	
		農林	11	9	△ 2	
		商工	3	3	0	
		土木	5	7	2	
民生		17	16	△ 1		
衛生	12	11	△ 1	・欠員不補充		
計	72	70	△ 2			
教育部門		10	10		0	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 207.78人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 192.18人)
小 計		82	80	△ 2	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 237.46人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 225.77人)	
公営企業等会計部門	病院		20	20	0	
	水道		1	1	0	
	下水道		1	1	0	
	その他		7	7	0	
	小 計		29	29	0	
合 計			111 [120]	109 [120]	△ 2 [0]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 323.54人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成状況(31年4月1日現在)



(単位:人)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	5	8	11	8	11	11	10	18	7	9	8	3	109

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	64	69	67	71	72	70	6 (9.4 %)
特別行政	8	8	9	9	10	10	1 (25.0 %)
公営企業等会計	31	30	31	30	29	29	△2 (△ 6.5 %)
総合計	103	107	107	110	111	109	6 (5.8 %)